

島根労働局発表
令和7年8月28日（木）

担当	島根労働局労働基準部監督課
	課長 大塚 由己
	主任監察監督官 元行 展久
	0852-31-1156

県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ～75現場のうち31現場（41.3％）で労働安全衛生法に違反～

島根労働局（局長 ^{いわみ} 岩見 ^{ひろふみ} 浩史）では、管下4つの労働基準監督署において、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、全国安全週間を皮切りに、県内の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

監督指導を実施した結果、31現場（違反率41.3％）、63事業者（違反率24.5％）に何らかの労働安全衛生法違反が認められたことから、是正勧告等を行いました。

このうち、1現場については、重篤な労働災害につながるおそれがあることから、設備等の使用停止命令等の行政処分を行いました。

また、監督指導を実施した全ての現場に対して、熱中症予防対策の実施等について確認を行うとともに、リーフレットを手交する等により取組の促進を図りました。

島根労働局では、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【監督実施結果の概要】

1 実施対象期間

令和7年7月1日（火）から同年7月31日（木）

2 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数	75 現場
（全事業者数 元請事業者：75、下請事業者：182）	257 事業者

3 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数	31 現場	（違反率：41.3％）
違反事業者数	63 事業者	（違反率：24.5％）
（元請事業者：31、下請事業者：32）		
使用停止命令等（ ）	1 現場	（違反率：1.3％）
	2 事業者	（違反率：0.8％）

重篤な労働災害につながるおそれがあることから、行政処分を行ったもの。

【別添】県内の建設工事現場一斉監督実施結果（島根労働局）

県内の建設工事現場一斉監督実施結果（島根労働局）

1 建設工事現場一斉監督実施結果（〔 〕内は違反率）

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施建設工事現場数	43	31	1	75
うち違反建設工事現場数	15 [34.9%]	15 [48.4%]	1 [100.0%]	31 [41.3%]
令和7年8月28日（木）	0 [0.0%]	1 [3.2%]	0 [0.0%]	1 [1.3%]
監督実施事業者数	123	132	2	257
うち元請事業者数	43 [35.0%]	31 [23.5%]	1 [50.0%]	75 [29.2%]
うち違反事業者数	15 [12.2%]	15 [11.4%]	1 [50.0%]	31 [12.1%]
うち下請事業者数	80 [65.0%]	101 [76.5%]	1 [50.0%]	182 [70.8%]
うち違反事業者数	12 [9.8%]	19 [14.4%]	1 [50.0%]	32 [12.5%]
うち使用停止等命令書交付事業者数	0 [0.0%]	2 [1.5%]	0 [0.0%]	2 [0.8%]

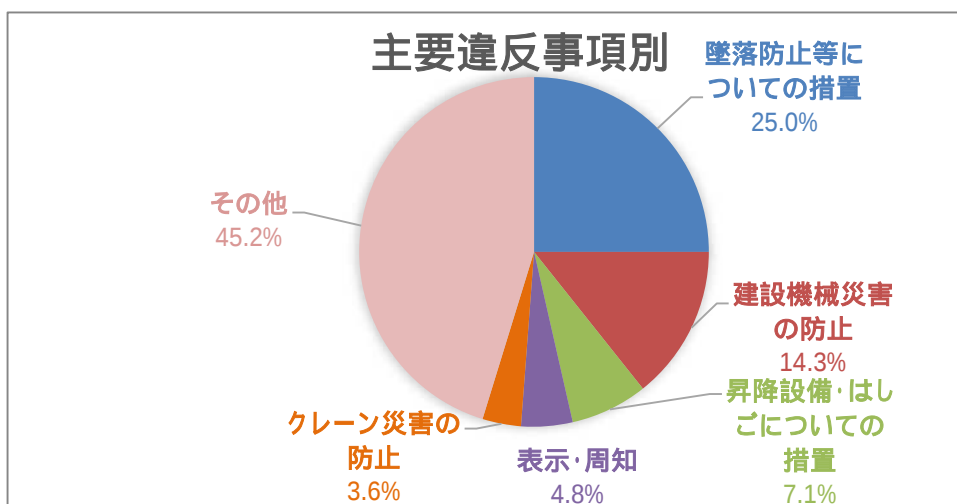
（参考）近年の一斉監督実施状況

（今回の実施結果）

	（参考）令和5年度	（参考）令和6年度	令和7年度
監督実施建設工事現場数	41	88	75
うち違反建設工事現場数	18 [43.9%]	38 [43.1%]	31 [41.3%]
うち使用停止等処分工事現場数	1 [2.4%]	6 [6.8%]	1 [1.3%]
監督実施事業者数	156	326	257
うち元請事業者数	41 [26.3%]	88 [27.0%]	75 [29.2%]
うち違反事業者数	18 [11.5%]	38 [11.7%]	31 [12.1%]
うち下請事業者数	115 [73.7%]	238 [73.0%]	182 [70.8%]
うち違反事業者数	19 [12.2%]	40 [12.3%]	32 [12.5%]
うち使用停止等命令書交付事業者数	1 [0.6%]	9 [2.8%]	2 [0.8%]

2 法令違反の状況

- (1) 監督実施建設工事現場75現場のうち、「労働安全衛生法等に係る法令違反」が認められたのは、31現場（41.3%）であり、違反事業者数は63事業場（24.5%）であった。
- (2) 主要違反事項の内訳は、墜落防止等についての措置が21件（25.0%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止12件（14.3%）、昇降設備・はしごについての措置6件（7.1%）、表示・周知4件（4.8%）、クレーン災害の防止3件（3.6%）、その他45.2%であった。



3 主な労働安全衛生法違反の態様



墜落防止等についての措置

・木造2階建住宅新築工事において、2階床面で建設材料の荷下ろしや木材加工を行っていたが、後日階段を設置する予定の開口部周囲に手すり等が取り付けられておらず、墜落の危険性があるもの。

【手すり等を取り付けるよう使用停止等命令（行政処分）】

・高さ2 m以上のひさしの上で、梁を取り付ける作業を行っていたが、要求性能墜落制止器具（ハーネス等）を使用しておらず、墜落の危険性があるもの。

【要求性能墜落制止器具を使用するよう是正勧告】



建設機械災害の防止

建設機械を使用する作業において、誘導者を配置して作業をしていたが、建設機械の運行経路や作業の方法等についてあらかじめ作業計画を作成していなかったもの。

【作業計画を作成するよう是正勧告】



昇降設備・はしごについての措置

堤防設置工事において、堤防に降りるために移動はしごを立て掛けて作業していたが、転位を防止する措置を講じていないもの。

【転位を防止するよう是正勧告】



表示・周知

鉄筋組立のためのアーク溶接作業を行っており、作業主任者を選任していたが、氏名等について現場内の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していないもの。

【周知するよう是正勧告】



クレーン災害の防止

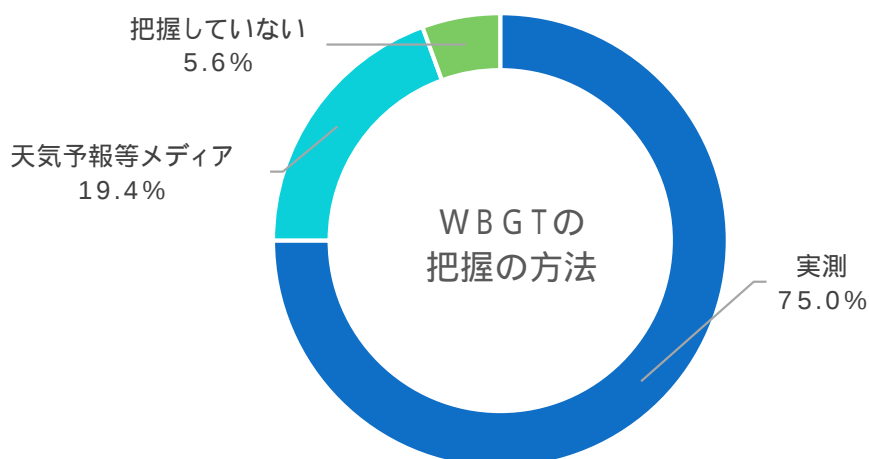
建築材料を荷揚げするための移動式クレーンを使用する作業において、クレーン転倒防止や作業の方法等について、あらかじめ作業計画を作成していなかったもの。

【作業計画を作成するよう是正勧告】

4 現場における熱中症対策

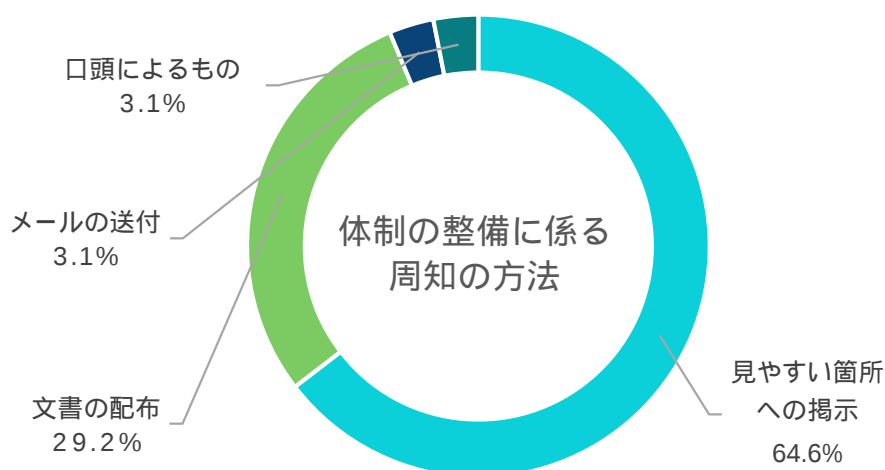
1

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う基準となる「WBGTの把握の方法」については、「実測」が75.0%と最も多かった。



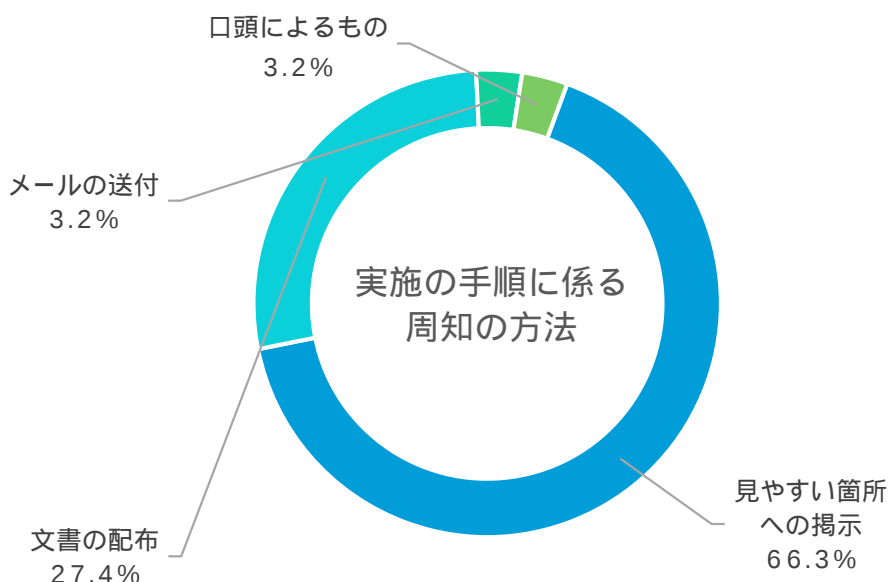
2

熱中症対策義務化の法改正に伴う、**熱中症のおそれがある人を報告するための「体制の整備」**については、**すべての現場で整備**されており、その周知は「見やすい箇所への掲示」が64.6%と最も多かった。



3

熱中症対策義務化の法改正に伴う**熱中症による重篤化を防止するための「実施の手順」**については、**すべての現場で整備**されており、その周知は「見やすい箇所への掲示」が66.3%と最も多かった。



熱中症防止対策の好事例



冷房及び水分完備の休憩所（内部）



熱中症の危険度を見える化
WBGT（暑さ指数）の測定器具と
WBGT値チェック表を掲示



AIタブレット端末を設置
AI判定により評価する仕組みを導入



体温測定器具を携帯。作業場所での熱
中症リスクをリアルタイムで把握



熱中症対策応急セットを常備



外国人労働者向けに英語の
熱中症対応手順書を掲示